

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（中部経済産業局所管分）に関する意見の募集について（令和8年5月報告分）に対する意見への回答

<意見募集期間：令和8年6月4日（木）～令和8年7月3日（金）>

No.	御意見	御意見に関する回答
1	供給地点の指定解除により、国民のエネルギー選択肢が狭まり、実質的な料金値上げやサービス低下を招くような事態を断じて容認しない。 指定旧供給地点の解除は、実質的にガス料金の自由化を加速させるものだが、現下の物価高騰下において、これが価格低下ではなく、便乗値上げや供給義務の緩和によるサービス切り捨てに繋がる懸念が拭えない。特に名古屋地域においては、これまで「みなし」によって一定の公共性が担保されていたものが、解除によって企業の利益優先主義に晒されることを危惧する。当局に対し、指定解除の認可にあたっては、事業者側の効率化の提示のみを鵜呑みにせず、生活困窮世帯や高齢者世帯への料金負担が過大にならないか、極めて厳格な審査を行うことを求める。公共性が担保されない自由化は、国民に対する不当な搾取である。	ガス小売自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則です。 指定旧供給地点の指定・解除にあたっては、適正な競争関係が確保されているかどうかを判断の基準としています。 この基準は、当該地域における市場シェアや他燃料との競争状況、供給者の切替え可能性を踏まえたものです。 解除の判断を行う際には解除基準を形式的に満たしていても、必ずしも適正な競争環境が確保されているとは評価できないケースもあることから、消費者から広く意見を募集するパブリックコメントや、電力・ガス・熱供給の自由化にあたり、市場の監視機能等を強化し、市場における健全な競争を促すために設立された、経済産業大臣直属の組織である電力・ガス取引監視等委員会へ意見を聴取するなど、適正な競争関係が確保されているかどうかについて、総合的な評価を行うこととしています。 また、指定が解除されることとなった場合でも、解除の日から3年間の「特別な事後監視」や全てのガス小売事業者の小売料金水準の確認等を行う「一般的な市場監視」により、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか等を確認することで需要家の利益を保護してまいります。